

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集の周知方法

記者発表（環境省記者クラブ）、環境省ホームページに掲載

（2）資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課で配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

（3）意見募集期間

平成25年8月20日（火）から9月3日（火）まで

（4）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

（5）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

意見提出数 1通

整理した意見総数 1件

3 意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	ご意見（概要）	対応方針
届出書の添付書類イ	地方分権改革の趣旨を踏まえ、都道府県知事に対し、全国的な鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護の状況把握に必要な書類は求めるべきではない。	今般の法改正は、義務付け・枠付けの見直しで、地方における十分な意見聴取の時間の確保のために協議を届け出とするべきとの提案を受け、見直しを行ったもの。 鳥獣保護区等の指定等にあたっては、鳥獣の専門家や関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等、地域の関係者と調整し、地域の自然的・社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものであり、ご指摘の書類についても、全国的な鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護の状況把握に必要な書類と考えている。